

吸収合併に関する事前開示書面（変更）

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条第 7 号に基づく開示事項）

2025 年 3 月 28 日

東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

株式会社フジクラ

代表取締役 岡田 直樹

株式会社フジクラ（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、第一電子工業株式会社（以下「DDK」といいます。）を吸収合併消滅会社として、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決定し、2025 年 2 月 10 日付で、両者の間で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結しました。

本吸収合併に関し、当社は、2025 年 3 月 17 日付「吸収合併に関する事前開示書面（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項）」により、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示を行いました。が、今般、当該開示の内容に変更が生じたので、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条第 7 号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示します（変更箇所は下線部のとおりです。）。

記

1. 「4. 吸収合併消滅会社(DDK)についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 191 条第 3 号)」の「(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」を以下のとおり変更します。

【変更前】

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

DDK は、2025 年 2 月 7 日付で、株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「FES」といいます。）との間で、DDK を吸収分割会社、FES を吸収分割承継会社として、DDK が営む、DDK の沼津事業所の特機及び産機（特殊機器及び産業機器をいいます。）の事業に関する権利義務を、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、FES に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにつき、吸収分割契約を締結しました。なお、本吸収合併の効力発生は本吸収分割の効力発生を条件としております。

【変更後】

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 吸収分割契約の締結

DDK は、2025 年 2 月 7 日付で、株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「FES」といいます。）との間で、DDK を吸収分割会社、FES を吸収分割承継会社として、DDK が営む、DDK の沼津事業所の特機及び産機（特殊機器及び産業機器をいいます。）の事業に関する権利義務を、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、FES に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにつき、吸収分割契約を締結しました。なお、本吸収合併の効力発生は本吸収分割の効力発生を条件としております。

② 現物配当の決議

DDK は、2025 年 3 月 28 日の臨時株主総会において、2025 年 4 月 17 日を効力発生日として、DDK が保有する DDK VIETNAM LTD の出資持分全てを当社に現物配当することを決議しました。

2. 「5. 吸収合併存続会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）」を以下のとおり変更します。

【変更前】

5. 吸収合併存続会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

【変更後】

5. 吸収合併存続会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

当社は、DDK が、2025 年 3 月 28 日の臨時株主総会において、2025 年 4 月 17 日を効力発生日として、DDK が保有する DDK VIETNAM LTD の出資持分全てを当社に現物配当することを決議したことにより、同日付で、DDK VIETNAM LTD の出資持分全てを取得する予定です。

以上